仕　様　書

１．件　　名　　令和８年度青森運輸支局構内除排雪業務請負単価契約

２．履行場所　　東北運輸局青森運輸支局及び独立行政法人自動車技術総合機構東北検査部青森事務所
（青森県青森市大字浜田字豊田１３９－１３）

３．契約期間　　令和　８年 １１月 ２５日 から　令和　９年　３月 ３１日 まで

４．仕　　様

（１）　青森運輸支局構内の別紙（図）に示す範囲について、午前５時時点で概ね15㎝の積雪が見込まれる場合に、原則として、発注者及び発注者の指定する担当者（以下発注者という。）の指示を待たずに、除雪作業（別紙（図）の除雪範囲に積雪した雪を別紙（図）の集積場所に移動する作業をいう。以下同じ。）を行うこととする。また、このほか積雪及び降雪の状況によって、発注者から指示があった場合は、その指示に従い随時除雪作業を行うこととする。

（２）　（１）における、午前５時時点で概ね15㎝の積雪が見込まれる場合の除雪作業時間は、原則午前３時半から午前７時半までとする。ただし、積雪の状況により午前３時半以前に作業開始が必要と判断されるときは、適宜除雪作業を開始するものとするが、その場合でも午前７時半までに作業を終了することとする。また、作業による騒音等にできるだけ配慮するものとし、作業開始時間を午前３時半以降へ遅らせても、午前７時半までに作業が終了できる見込みがある場合には、開始時間を繰り下げて実施することも可能とする。

（３）　除雪作業は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始等、「行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）」に定められた行政機関の休日には行わないこととする。ただし、積雪及び降雪の状況により、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始に作業を行わないことにより、それ以外の日における除雪作業に支障を与えると判断される場合は、除雪作業を行うこととする。

（４）　排雪作業（別紙（図）に除雪作業により集積した雪をダンプトラックにより雪捨て場等に移動する作業をいう。以下同じ。）については、発注者の指示により行うものとする。排雪作業における作業規模は、原則としてトラクタショベル2～3台、ダンプトラック15～20台とするが、実施にあたっては発注者と受注者において事前に作業内容の打ち合わせを行うこととする。

（５）　除雪作業及び排雪作業を行う際は、実作業時間をタコグラフに記録し、作業当日に作業日報とともに発注者に提出することとする。

（６）　請負料は毎月終了後、当該月の作業時間を取りまとめ、契約単価に乗じて得た額を翌月速やかに請求すること（**当該月の作業時間を取りまとめた後、30分未満の端数がある場合には**

15分以上は30分に切り上げ、15分未満は切り捨てる。30分の単価は、1時間あたりの単価の半額とする)。

（７）　除雪作業及び排雪作業を行う際には、事故、損害等の無いように充分に注意を払うこととするが、万が一事故、損害等が発生した場合には速やかに発注者へ連絡するとともに、受注者の責任と負担において処理すること。

５．使用予定除排雪機械及び年間稼働予定時間数

項　目	規格（標準バケット容量）	年間稼働予定時間数
タイヤショベル	１．４　㎥	5　時間
タイヤショベル	２．１　㎥	43　時間
タイヤショベル	２．３　㎥	114　時間
ロータリー除雪車	２５０ＰＳ	5　時間
ダンプトラック	１０　ｔ	337　時間
ダンプトラック	８　ｔ	10　時間

※ タイヤショベルの規格はこれまでの実績に基づいたものであり、他の規格（標準バケット容量）のタイヤショベルによる作業を制限するものではない。

※ 年間稼働予定時間については、過去５年の実績による平均値であり、実際の稼働時間については変わる場合がある。

６．入札の方法

入札価格は、作業に使用する各除排雪機械の単価に、稼働を見込む時間数を乗じて得た**総価（税抜価格）を入札金額とすること。**

７．契約及び支払条件

本契約は、各除排雪機械の稼働時間数による単価契約とする。

請求書については、各除排雪機械の稼働時間数による請求額を各月末にとりまとめ、発注者に提出するものとする。

８．その他

落札者は、次の項目が記載された「入札額内訳書」（別紙様式）を提出すること。

なお、これらの項目は最低記載事項であり、参考となる他の項目を追加してもよい。

・あて先は「東北運輸局長」とすること。

・年月日(落札日とする)、会社の住所・名称・代表者肩書き・代表者氏名

・各除排雪機械ごとの名称、規格、稼働を見込む時間数、単価(税抜き)、金額(税抜き)、合計金額(税抜き)

ただし、内訳金額が落札金額と符合しないときは、落札金額で入札したものとみなす。

この場合において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに落札金額に基づきこれを補正しなければならない。

別紙（図）

